

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
60	指摘1-1	都市計画課	下水道事業-経営計画	<p>[県HPに開示されている整備構想の記述誤りについて] 青森県汚水処理施設整備構想(第4次構想)は業務委託により策定され、県HPでも公開されているが、県HPで公開されているバージョンには以下の誤りがある。</p> <p>①HP公開版の5-8「図5.4 区域の見直しによるコスト削減効果」 「今回構想」と「既構想」が逆。</p> <p>②HP公開版の5-9 誤: 下水道処理区66処理区 合計240区 正: 下水道処理区67処理区 合計241区 住民に対する周知のためにも、情報公開の対象と取扱いには注意してほしい。</p>	県HP公開資料を修正した。
60	意見1-1-1	都市計画課	下水道事業-経営計画	<p>[長期的な経営戦略の策定が必要] 県の下水道事業では、経営戦略が策定されていない。整備計画はあるが、その財源の見通しは示されていない。「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日 総務省自治財政局)や、「「経営戦略」の策定について」(平成28年1月26日 総務省自治財政局)では平成32年(令和2年度)までの経営戦略策定が要請されており、監査実施中に策定中という状況であった。 これは、下水道事業特別会計が、流域下水道の関連市町村等からの収入である負担金に単価を設定していないことや、十和田湖特定環境保全公共下水道において一般会計からの繰入金で一部支出が賄われていることが一因であると思われる。すなわち、負担金単価の設定や下水道使用料の見直し等に必要なが長期的な財政計画策定は、優先的課題とされにくい環境にあったと言えるだろう。また、経営戦略策定においては、地方公営企業会計の適用を前提とした方が、長期的な投資計画及び財政計画を立案するのに有利であるとは考えられるが、県では令和元年度まで地方公営企業会計を適用していなかったため、地方公営企業会計の適用が優先されたという事情もあったものと推察される。 しかし、総務省による通知を待たずとも、公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、長期的な見通しの重要性は高まっている。 流域下水道の長期的な投資計画及び財政計画を示すことは、負担金を支払う流域関連市町村等の下水道の長期計画立案に資するものであり、流域関連市町村等の住民が負担する使用料への影響も見通すことを可能にするものであると考えられる。下水道事業の持続可能性や将来の下水道使用料について見通しを示すことは、住民にとって有益である。 また、独立採算が原則とされる公営企業の経営において、十和田湖特定環境保全公共下水道事業における恒常的な一般会計による繰出額については、下水道事業の直接の受益者である住人とそれ以外の県民の間の公平性の問題が生じている。経営戦略によって長期的見通しを示すことで、この問題に関する議会や住民の理解を得ながら、将来的な議論の契機とすることが必要と考える。</p>	青森県下水道事業経営戦略を策定し、県HPに公開した。
61	意見1-1-2	中南地域県民局 地域整備部下水道課 都市計画課	下水道事業-経営計画	<p>[岩木川流域下水道での汚泥処理について] 令和元年度において県は、青森県岩木川浄化センター汚泥有効利用基本構想検討委員会より、岩木川浄化センターにおける汚泥有効利用について答申を受けている。 答申によれば、下水汚泥の肥料化または燃料化事業は、コスト面及び環境面等において既存の焼却方式に比べて有効であり、また、PPP/PFI手法に基づく事業実施により、コスト面において従来の公設公営方式に比べて優位性が見込めるとのことである。 さらに、将来的な人口減少により汚泥の発生量の減少が予測される中、岩木川流域下水道だけでなく、周辺の他自治体で発生する汚泥を岩木川浄化センターの汚泥処理施設において共同処理することも検討されている。 人口減少による処理量の減少に対応して、将来的に生じる施設能力の余剰分を有効活用し、より効率的な汚泥処理を実現するために、広域化・共同化を指向することは重要である。このことは、県がよりリーダーシップを発揮し、重点的に推進していくことが望ましい。</p>	汚泥有効利用事業については、令和元年度～令和3年度にかけて地元説明会を開催し、令和3年10月に地元及び関連市町村の同意を得られたところ。引き続き、本事業の実現に向けて努めていく。
68	意見1-2-1	上北地域県民局 地域整備部企画整備課 都市計画課	下水道事業-収入	<p>[延滞の発生予防について] 十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料に関する過去3年間の過年度収入及び不納欠損発生額の推移は、以下のとおりである。 (包括外部監査報告書p69の表参照) 上記に加え、令和2年10月時点で不納欠損が15,964千円発生している。不納欠損の発生は受益者負担の原則に反する事態であり、重大な問題である。なぜこのような過大な金額になってしまったのか、延滞金額が小さい時点で何らかの対応を図れなかったのか等検証し、再発防止に努めてほしい。 なお、上記不納欠損控除後の収入未済額は監査時点(令和2年10月)で4,138千円となっている。収入未済額の確実な回収と滞納発生防止に引き続き力を注いでほしい。</p>	下水道使用料収入未済額の解消に当たっては、債務者に対し臨戸等による納付指導を継続してきたところであるが、近年は、債務者(法人)の経営悪化が原因となる者が多く、令和2年度は、破産手続廃止決定の確定などを受け、不納欠損処分としたものである。収入未済については、今後とも納付指導を徹底する等して、未済額の解消を図っていく。

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
69	意見 1-2-2	上北地域県民局 地域整備部企画 整備課 都市計画課	下水道事業-収入	<p>〔十和田湖特定環境保全公共下水道事業について〕 「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流」は、観光地として観光排水及び生活排水の流入量が過去に増大し、湖の水質悪化が問題視された時期があった。この状況を踏まえて水質悪化の原因とみられる観光排水及び生活排水の汚濁負荷を削減することにより、十和田湖及びその下流域を含めた水質の保全対策が必要となり、青森・秋田両県は、昭和55年度に、十和田湖特定環境保全公共下水道事業（神秘的な湖水とヒメマスを守る下水道）に着手し、整備を進めた結果、平成3年4月1日から供用開始となっている。</p> <p>ただし、一般的な公共下水道のように経済比較で合理的な排水方法（最寄りの水域に排水するなど）を採用できず、湖内及び奥入瀬溪流にも排水できないためポンプ場7機、放流管渠20kmを敷設するなど特殊性の高い割高な施設となってしまっている。加えて、使用料収入は、平成9年の66,937千円をピークに年々減少し、平成28年には20,000千円を割り込んでいる。</p> <p>収入増加の取り組みとして、過去に使用料の値上げも検討されたが、共同事業者の秋田県側の同意を得ることができなかった等の経緯もあり、現在も料金改定に至っていない。</p> <p>秋田県の負担金や、地域住民、ホテル等観光施設からの下水道使用料収入だけでは、維持管理費が賸えず、最近年度は1億円程度の赤字で一般会計からの繰入金で補填されている状況である。</p> <p>計画時にもともと収支均衡は予定されていなかったものとはいえ、当該事業についてより簡素な効率的な設備による代替が可能か否か具体的に検討する等、改めて水質保持と経済的効果のバランスを考慮した経営戦略の策定が必要と考えられる。</p>	<p>料金水準及び料金体系を見直し、財政シミュレーションを実施し、適切な料金のあり方について検討する。</p>
78	指摘 1-3-1	中南地域県民局 地域整備部下水道課 上北地域県民局 地域整備部企画 整備課	下水道事業-固定資産	<p>〔固定資産台帳登録データの一括読込時の誤り〕 固定資産台帳を閲覧したところ、岩木川の事業区分で登録されている土地について、面積が入力されておらず、また14件の固定資産については取得年月日が「令和981年」等、明らかに誤っている日付で登録されていた。さらに十和田の事業区分で登録されている固定資産について、設置場所が本来は「十和田市」と入力されるべきものが、全て「平川市」として入力されていた。</p> <p>上記事項は固定資産台帳に登録資産のデータをインポートする際に、誤ったデータで登録したことにより生じた。各地域県民局では仕様書の要求に従いデータを作成したものの、コード番号の誤りや、入力行の誤り、正確に読み込める形式のデータになっていない等の要因により、固定資産システムにデータをインポートした際にエラーとして誤った登録内容で取り込まれたものである。</p> <p>データが本来意図した内容と異なる内容でシステムにインポートされたとしても、データ読込後のエラーチェックを実施していれば発見・修正が可能であったと考えられる。県は当該業務の検収前に、入力後のエラーチェックを委託業者に要請すべきであった。</p> <p>非償却資産やすでに償却が完了している資産については、取得日の登録に誤りがあっても減価償却費の計算に与える影響はない。しかし、資産の取得年月日や所在地の情報は資産管理上、重要である。今後固定資産システムへ新規資産を登録する際は、入力内容の確認だけでなく、データ入力後、意図した内容で固定資産システムに登録されているか確認し、適切に固定資産台帳が維持・管理されるよう、務めていただきたい。</p> <p>【岩木川取得年月日登録誤り対象資産】 （包括外部監査報告書p78の表参照）</p>	<p>固定資産台帳システムの取得年月日の誤りを是正した。今後、固定資産システムへ新規資産を登録する際には、複数名によるチェックのほか、データの入力内容の確認を行うこととした。</p>
79	指摘 1-3-2	上北地域県民局 地域整備部企画 整備課	下水道事業-固定資産	<p>〔固定資産の取得価額の誤り〕 平成30年度第6990号「十和田湖特環下水道子ノロポンプ場汚水ポンプ修繕工事」で取得した固定資産2件について、本来は実際の工事請負金額2,689,200円（税込）を基に固定資産の取得価額を算定すべきところ、実際は入札の際の設計額2,894,400円（税込）を基に固定資産の取得価額を算定しており、結果としてポンプ場機械設備の金額が過大となっていた。</p> <p>償却資産の取得価額の誤りは、その完成年度だけではなく、減価償却を通じてその耐用年数に渡り決算数値に影響を与える。担当者の資質や能力に依存することなく固定資産台帳を適切に維持・管理していくためにも、新規資産登録の際のチェック体制を整備することが必要である。</p> <p>【平成30年度第6990号 該当固定資産】 （包括外部監査報告書p79の表参照）</p>	<p>今後、固定資産システムへ新規資産を登録する際には、複数名によるチェックのほか、データの入力内容の確認を行うこととした。</p>
79	指摘 1-3-3	上北地域県民局 地域整備部企画 整備課	下水道事業-固定資産	<p>〔十和田の土地2件の所在地入力漏れ〕 固定資産台帳を閲覧したところ、十和田の事業区分で登録されている土地について、所在地が入力されていないものが2件あった。固定資産台帳読込データ作成時の入力ミスによるものであり、現在は修正され正しい住所が入力されている。</p> <p>固定資産台帳を整備する目的は、公営企業会計に則った決算書を作成するのみならず、固定資産の現状を的確に把握し、より効率的な設備の維持・管理に資することにもある。この点、土地の所在地番は管理上重要な情報であり、固定資産台帳にはすべての土地の所在地を登録すべきである。</p> <p>【対象資産】 （包括外部監査報告書p79の表参照）</p>	<p>今後、固定資産システムへ新規資産を登録する際には、複数名によるチェックのほか、データの入力内容の確認を行うこととした。</p>

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
80	意見 1-3-1	上北地域県民局 地域整備部企画 整備課	下水道事業-固 定資産	〔資産管理ルール of 文書化(上北地域県民局)〕 資産の管理は浄化センターを管轄する各地域県民局地域整備部にて行われるため、資産番号の付番ルールの詳細は、事業区分ごとに異なっている。この点、中南地域県民局と三八地域県民局には資産番号の付番ルールが文書として保管されていたが、上北地域県民局では文書化されたルールが無かった。上北地域県民局の地域整備部担当者に質問したところ、付番ルールは県が使用する公営企業会計システムの仕様に則って本庁の指示に基づき決めている旨、資産の検索には資産番号は利用していないため、付番ルールが共有されていなくとも業務には支障はない旨の回答があった。この点、公営企業会計システムの管理は本庁で担当しているが、それぞれの固定資産の管理は各地域県民局で所管している以上、十和田の固定資産管理番号の付番ルールは上北地域県民局地域整備部でも把握しておくべきである。また、異動等により担当者が一定期間で入れ替わることが想定されるため、基本的なルールは文書化し部署内で共有することで、引継ぎ等が円滑に行われるようにすることが望ましい。	各地域整備部において、それぞれ固定資産台帳の資産番号の付番ルールを定めていることから、各地域整備部内で当該情報の共有を行った。
80	意見 1-3-2	中南地域県民局 地域整備部下水 道課	下水道事業-固 定資産	〔固定資産の実査結果(中南地域県民局)〕 固定資産台帳より7件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。 No.4上皿天秤(A)※ (包括外部監査報告書p80の表及びp81の図参照) 備品シールが貼付されているが、品名及び番号が固定資産台帳と異なり、関連性が不明確である。取得年月日も記載されていない。適切な備品シールの貼付等により、固定資産台帳と現物の整合性を確保することが必要である。 No.6ガスマトグラフ及びNo.7ガスマトグラフ (包括外部監査報告書p81の表及びp82の図参照) 資産番号が二つあるが、機器本体は1台しかない。備品シールの貼付は1箇所しか確認できなかった。隣に設置されていた記録計には他の備品シールが貼付されており、2つの備品がセットとは認められない。台帳によれば、取得年月日が同じだが、取得価額が違うので、本体と付属機器の可能性もある。備品シールが貼付されているが、固定資産台帳の記録と関連性は不明である。もともとは建設技術センター(旧青森県下水道公社)の資産だったので、そのシールを貼り直していない状況であった。 適切な備品シールの貼付等により、固定資産台帳と現物の整合性を確保することが必要である。また、現在は使用していないとのことであり、今後の使用予定を加味して、除却も検討すべきである。	保有している工具、器具及び備品は、固定資産台帳への登録の有無及び現物確認を行い、令和3年5月中旬に固定資産番号を記載した備品シールを貼付するとともに、今後使用予定のない備品については、処分を行った。

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
82	意見 1-3-3	三八地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-固定資産	<p>[固定資産の実査結果(三八地域県民局)] 固定資産台帳より7件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。 No.11赤外線水分計 (包括外部監査報告書p83の表及び図参照) 10月26日に実査したところ、青森県財務規則に定められた規定に則って備品シールの貼付はされていた。 青森県財務規則には以下のとおり定められている。 (備品の標識) 第二百七十七条 物品供用員は、備品に標識(第四百九十九号様式)を付しておかなければならない。ただし、物品の性質、形状その他の理由によつて標識を付すことが適当でないと認められるものについては、この限りでない。 また、備品の管理のため、出納票を作成することが以下のとおり定められている。 (会計機関の記録) 第二百九十三条 会計機関は、次の各号に掲げる帳簿等を備え、物品の出納の記録をしなければならない。 一 備品出納票(第六十号様式) 上記の備品出納票については、以下のとおり作成されていた。 (包括外部監査報告書p84の図参照) 備品出納票によれば、令和2年4月1日に下水道特別会計が地方公営企業会計に移行することに伴い、青森県財務規則の規定の範囲外になるため、物品の処分が行われている。したがって地方公営企業会計への移行に伴い、備品シールを貼り直す必要がある。 ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。 「青森県下水道事業財務規則」等に青森県財務規則と同様の規定を設け、適切な備品シールの貼付により、固定資産台帳と現物との整合性を確保することが必要である。なお地方公営企業会計移行後は、当該物品は固定資産台帳によって管理されるため、備品シールには、固定資産台帳上の資産番号・資産名称・取得日等を記載することが望ましい。</p>	<p>地方公営企業会計移行後においては、備品は固定資産台帳により管理しているところだが、監査人の意見を踏まえ、青森県財務規則に定められている備品シールを参考として、下水道事業の備品シールを示す予定である。</p>
85	意見 1-3-4	上北地域県民局 地域整備部企画整備課	下水道事業-固定資産	<p>[固定資産の実査結果(上北地域県民局)] 固定資産台帳より6件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。 No.20 処理場模型製作全体模型 (包括外部監査報告書p85の表及び図参照) 11月9日に実査したところ、備品シールが貼付されていなかった。従来から青森県財務規則に基づくシールの貼付も行われていなかったとのことである。 ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。 固定資産台帳と現物の整合性を確保し、固定資産の管理に資するために、「青森県下水道事業財務規則」等に具体的なルールを定め、備品シールを貼付することが望ましい。</p>	<p>地方公営企業会計移行後においては、備品は固定資産台帳により管理しているところだが、監査人の意見を踏まえ、青森県財務規則に定められている備品シールを参考として、下水道事業の備品シールを示す予定である。</p>
90	指摘 1-4-1	中南地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[契約変更の適切な文書化について(中南地域県民局)] 下記契約(締結しているのは「協定」であるが、内容は当事者間の契約内容を定めたものであり実施的に契約行為と考えられるため、以下「契約」とする)において、原契約の履行期限が波線部のとおり延長されているものの、変更理由が文書化されておらず、完了遅延に伴う責任の所在も不明確であった。 【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書p90の表参照) 契約変更を行う際には、その理由の合理性や、変更に伴う責任の所在等を明確にする必要があり、一般の支出以上に厳格な事務が求められているものと解する。また、県民に契約変更内容の合理性を適切に説明できる必要があるだろう。しかし、当契約の変更にかかる決裁書において変更理由は明示されておらず、別紙にて変更理由書等も綴られていない。現状で文書から読み取れる履行期限延長の経緯及び理由は不明である。また、他の契約では契約変更にかかる決裁書において適切に変更理由が記載されている一方で、当契約において変更理由が記載されていないことは、事務一貫性の観点から好ましくない。 あるべき履行期限延長の事務取扱としては、契約先から提出される履行期限延長にかかる要望書を県が受領し、その合理性や生じる損害の有無を検討し、それらを決裁書に適切に文書化したうえで各権限者が決裁することが求められる。そうすることで、履行期限延長の合理性の正確な判断と、県民への説明責任を果たせると考える。県には、適切な変更理由の文書化を求めたい。</p>	<p>今後、同様の案件があった場合は、変更理由を文書化し、明示することとした。</p>

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
91	指摘1-4-2	中南地域県民局地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[指名競争入札の指名業者選定数について(中南地域県民局)] (包括外部監査報告書p91の表参照) 上記の契約について、3者しか指名されていなかった。 この委託業務について、過去の指名業者選定数の推移は以下のとおりであった。 【指名業者選定の推移】 (包括外部監査報告書p91の表参照) 上記のとおり、平成28年度より前年度に指名されたのち辞退した事業者について指名しない運用となっているが、代わりの事業者を新規に指名していないため、令和元年度において3者のみ指名している状況となっている。 青森県財務規則では以下のとおり定められており、5者以上選定することが望ましいとされている。(青森県財務規則第145条) 第145条 契約担当者等は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名するものとする。この場合において、その指名する者に対し、第130条各号に掲げる事項を通知するものとする。 2 前項の指名は、公平を旨とし、特別な理由がある場合を除き、いやしくも特定の者に偏重することがあつてはならない。 業務内容からすると、県内の産業廃棄物収集運搬業者のうち「ばいじん」の運搬が可能な事業者を選ぶことになる。該当する事業者は中南地域県民局管轄区域だけでも15者、さらに東青地域県民局管轄区域にも17者あり、候補となる事業者は少なくない。実際には、この候補の中から大型車両の保有台数等でさらに絞り込みをかける必要があるものの、3者しか候補がないわけではないことは明らかである。 したがって、有利な契約条件の獲得や契約手続の公正さの確保といった観点から考えると、少なくとも5者を選定する必要がある。</p>	<p>今後は指名競争入札の入札者選定に当たり、青森県財務規則の規定に基づき、原則5者以上を指名することとした。 なお、令和3年度の焼却灰運搬業務では、産業廃棄物運搬許可業者のうち「ばいじん」の運搬が可能な事業者として14者を指名して入札を行っている。</p>
92	指摘1-4-3	上北地域県民局地域整備部企画整備課	下水道事業-契約事務	<p>[随意契約の理由について(上北地域県民局)] 公益財団法人日本下水道新技術機構と上北地域県民局が令和元年11月14日付で締結した「十和田湖特環下水道十和田湖特定環境保全公共下水道の統合検討業務委託」の委託契約に係る起案書を閲覧したところ、契約方法は随意契約とし、比較見積書は省略する旨が記載されていた。随意契約及び比較見積書を省略する理由は、次のとおり記載されていた。 (公財)日本下水道新技術機構は、学会・産業界・官界の知識と経験を結集して、下水道事業における課題を解決するための調査、研究、開発及び評価を行い、その成果を普及・啓発し下水道事業への導入を促進等するために設立された法人である。 今回の業務委託は、十和田湖特環下水道十和田湖浄化センターにおける汚泥処理の統合を図るための統合検討を行うもので、(公財)日本下水道新技術機構は、全国的な情報・データ及び経験等を有する我が国唯一の下水道専門組織であり、かつ当該業務を遂行するにあたり、汚泥処理の統合検討に必要な各種情報提供及び具体的なかつ包括的な提案が唯一可能な団体である。 従って、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により(公財)日本下水道新技術機構と随意契約するものとし、青森県財務規則第148条の規定により比較見積書の徴取を省略するものである。 一方、仕様書では委託業務の背景目的について以下のように記述されている。 十和田湖特定環境保全公共下水道事業(十和田湖処理区)は、平成3年の供用開始から30年近くが経過し、機械電気設備の更新時期を迎えている。一方、本事業を取り巻く社会環境の変化により流入水量が減少している状況の中、今後の設備更新並びに維持管理に係るコストの低減が大きな課題となっている。 本業務では、このような背景の元、汚水処理の広域化・共同化の可能性検討として、放流先付近にある十和田市焼山浄化センター(焼山処理区)への統合の可能性について検討を行うものである。 また、委託業務の成果物である報告書を閲覧しても、検討している内容は仕様書のとおり「汚水処理」の統合可能性である。したがって、「汚泥処理」という文言が誤りであることは明らかである。 随意契約は契約方法として例外であり、その理由は重要である。単なる文言の記載ミスであるとは言え、委託目的に関する記述ミスであり、内部統制の観点からも疑義がある。決裁書では複数の職員が押印しているにも関わらず、上記の誤りが発見されないという状況から考えると、内部統制の運用状況に重大な欠陥がある可能性も否定できない。 随意契約や比較見積書省略の妥当性については、特に慎重に判断することが必要である。また、契約の公正さを確保するため、随意契約の契約内容を公表することも検討することが望ましいと考える。</p>	<p>随意契約の理由については、技術担当者、契約担当者が適切性及び正確性の観点から、文言等に誤りがないかを複数名で確認することとした。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
93	意見 1-4-1	中南地域県民局 地域整備部下水道課 上北地域県民局 地域整備部企画 整備課 三八地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>〔積算業務に係る一者随意契約の理由について〕 発注工事の設計・積算について、各地域県民局ではいずれも建設技術センターを契約先として、一者随意契約を締結している。随意契約の理由としては、起案書等に以下のような記述がある。</p> <p>【契約1: 中南地域県民局】 公益財団法人青森県建設技術センターは、青森県の全額出資により昭和51年4月1日に設立された公益法人であり、同年4月5日付け青工検第53号で土木部長から当該センターの活用方針が示されている。この活用方針の趣旨は、当該センターが設計・積算等において県の歩掛りを使用し、設計内容及びその取扱いについても県と同様のものとなっており、設計内容等に係る秘密性は十分に保たれていることから、土木部(県土整備部)当該センターを有効適切に活用すべきというものである。本委託業務については、上記方針に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により当該センターと随意契約するものとし、また、青森県財務規則第148条本文の規定により見積依頼業者を一者とするものである。(略) (出所:「第5474号 岩木川浄化センター外 機械電気設備修繕積算業務委託」平成31年4月1日付)</p> <p>【契約2: 三八地域県民局】 同センターは、平成14年度から馬淵川浄化センターの維持管理を県から委託され下水道施設については精通しており、設計・積算についても県の歩掛りを使用しているため、設計内容及びその取扱いについて県と同等であることから、業務内容の秘密性は十分担保される。このため、本業務を適正に遂行し、精度の高い成果を出すことができるのは県内で当該法人以外にないと認められる。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、青森県財務規則第148条本文「特別の理由」により、1者のみから見積書を徴取するものである。 (出所:「平成29年度 第5934号 馬淵川浄化センター外機械設備修繕積算業務委託」)</p> <p>【契約3: 上北地域県民局】 当委託は、発注工事の設計に関連する業務である。積算業務委託については一部守秘義務を条件として民間委託の試行が行われているが重要な構造物を含む積算については対象外となっている。今回の業務は、設計積算内容の秘密性はもとより高度の積算能力を有していることが相手方選定の絶対条件となる。(公財)青森県建設技術センターは、昭和51年4月1日、県の全額出資により設立したもので、設計積算内容等の秘密性は十分保たれており、かつ高度な設計積算能力も有している。また、同年4月5日付け青工検第53号により土木事業(工事)の調査・計画・積算等の委託にあたり、同センターを有効適切に活用すべきという趣旨の方針が示されるところでもあり、かつ同センターは設計・積算業務に数多くの実績もあり、誠実に履行している。従って、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同センターと随意契約するものとし、青森県財務規則第148条の規定により比較見積書の徴取を省略するものである。 (出所:「委第6992号 十和田湖特環下水道休屋宇樽部幹線管渠設置工事積算業務委託」)</p> <p>【契約1】及び【契約3】では、昭和51年の建設技術センター設立当初に県の土木部長から発出された活用方針を根拠にしている。しかし、活用方針が記載された青工検第53号を閲覧したところ、「本センターを有効適切に活用するものとする」旨及び「土木工事の調査、設計(変更を含む)積算及び工事管理の事務を委託できるものとする」旨は記載されていたが、設立した建設技術センターを有効適切に活用するという方針を明らかにしたものであり民間委託を制限する意図はない。したがってこの活用方針は、随意契約の理由にはならないと考える。</p> <p>また、【契約2】や【契約3】では、秘密性の確保や建設技術センターが県の歩掛りを使用していることを随意契約の根拠としている。この点、従来は県の歩掛りは公表されておらず、秘密性を確保が重要視されていたが、現在では、歩掛りは公表されており、また契約の相手方が民間事業者であっても、契約上守秘義務を課したことが通常である。したがって、これらを随意契約の理由とすることは、現在の状況に即していない。</p> <p>ただし、下水道は稼働を止めることが許されない重要構造物であるため、積算業務において過去の十分な実績があり、信頼性の高い建設技術センターに委託するという判断自体は、妥当であると考えられる。また、建設技術センターは下水処理施設の指定管理者として設備の点検業務も実施している。県はその点検結果によって修繕の計画を立てており、その優先度や設備の状況を熟知している建設技術センターに積算業務を委託することは、最も合理的とも考えられる。確かに、建設技術センターが指定管理事業者として施設の維持管理を担っている状況に鑑みれば、経済効率性の観点からも委託先として適切であり、随意契約が望ましいとされていることについては一定の理解ができる。</p> <p>しかし、随意契約の起案書においては、本契約が競争入札に適さないとする理由としてその旨を記載するべきであり、安易な随意契約を防止し契約の公正さを確保する観点からは、起案書は単に前年の記載を踏襲するのではなく、随意契約とする理由を具体的に記載し、文書として残すことが必要である。また内部統制の観点からみると、起案書は回覧され決裁されるにあたって、当該随意契約の理由が十分かつ適切に記載されているかどうか、慎重に検討する必要がある。</p>	建設技術センターの指定管理者としての設備の熟知度など、随意契約の理由を見直し、具体的に記載することとした。

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
95	意見 1-4-2	中南地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[再委託契約に関する公正性の確保について(中南地域県民局)]</p> <p>前述【指摘事項1-4-1】契約変更の適切な文書化についてにて記載した業務委託契約(岩木川浄化センター外 再構築基本設計業務、以下、「当業務」とする)は、地方共同法人日本下水道事業団(以下、「下水道事業団」とする)への一者随意契約にて業務委託を行っており、その理由は以下のとおりである。</p> <p>監査を実施したところ、一者随意契約の締結は、下水道事業団の性質や、能力等を勘案した場合に随意契約を選択した合理性は相応に認められるものと考えられた。</p> <p>随意契約の理由</p> <p>日本下水道事業団は、地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人である。日本下水道事業団法第1条によれば、①地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助を行うこと。②地方公共団体等の要請並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること。等により、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的としており、国の政策目標を追求する機関として位置づけられている。今回の業務委託は、岩木川流域下水道の終末処理場・中継ポンプ場のストックマネジメントの全体計画を策定するもので、全体的な情報・データ、経験等を有する我が国唯一の下水道専門組織であり、下水道施設の再構築に必要な各種情報提供及び具体的かつ包括的な提案が唯一可能である日本下水道事業団に対し、委託の要望書を提出するものである。</p> <p>当業務における下水道事業団の役割は、全体的な管理や技術支援が主であり、業務の大部分は民間事業者A社への再委託にて行われている(委託金額66,960,000円)。</p> <p>ここで論点となるのは、下水道事業団がA社と締結した業務委託契約に公正性及び競争性が認められるかどうかという点にある。</p> <p>この点、下水道事業団からはA社と契約を行った旨の通知(「業務委託契約の締結について」)が県に発出されるのみで、その契約方法の詳細については特段示されていない。確かに、下水道事業団は地方公共団体の下水道事業の代行を行う公的な機関であり、地方公共団体と同水準の公正性かつ競争性を担保した契約方式が導入されていることは想定される。一方で、県自らが契約の適正性をチェックできる体制は構築されていないことも事実である。</p> <p>過去に下水道事業団において官製談合事件等が実際にあったことや、県の監視の目が届き難いことから不公正な契約がなされるリスクは一定程度存在するものと解される。今後は、資金の出し手である県が主体的に、当事業団がホームページで掲載している入札結果を閲覧することや、下水道事業団の入札監視委員会の審査結果をホームページで確認すること、業務を担当する下水道事業団の担当者から報告を求めると等により、契約に公正性及び競争性が担保されていることを確認し文書化することが望まれる。</p>	<p>今後同様の案件があった場合は、県が主体的に、事業団がホームページで掲載している入札結果を閲覧することや、下水道事業団の入札監視委員会の審査結果をホームページで確認すること、業務を担当する下水道事業団の担当者から報告を求めると等により、契約に公正性及び競争性が担保されていることを確認し、文書化することとした。</p>
96	意見 1-4-3	中南地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[工事内容の適切な設計について(中南地域県民局)]</p> <p>下記契約の総額は、波線部のとおり37,884,000円から45,441,000円へと変更されている。</p> <p>【表 対象契約内容】</p> <p>(包括外部監査報告書p96の表参照)</p> <p>増額は「破碎機故障信号通信のための機能増設工事」が主たる内訳であり、工事を行った結果として判明した修繕等ではなく新規追加機器分の増額であると判断できる。県は新規追加機器を当初より必要な機能として把握し、積算内訳および工事仕様書に含めておくべきであった。そうすることで、新規追加機器分について入札による複数者の価格比較ができるため競争性がより一層発揮された可能性や、予定価格が増額されるため入札参加者が増加するといった効果が認められる。県は、必要な機器について事前に適切に把握し、積算内訳および工事仕様書に含めるべきである。</p>	<p>今後は新規追加機器を当初より必要な機能として把握し、積算内訳および工事仕様書に含めるようにすることとした。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
97	意見 1-4-4	中南地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[契約書における契約単位の明記について(中南地域県民局)] 以下の4件の契約書について、1トン当たりの単価が記載されているが、その単価が1トン当たりの単価である旨が契約書に明記されていなかった。</p> <p>【契約書1】 年度 平成31年度(令和元年度) 業務番号 第5470号 業務名 岩木川浄化センター外 汚泥運搬処分業務委託 契約の方法 指名競争入札</p> <p>【契約書2】 年度 平成31年度(令和元年度) 業務番号 第5471号 業務名 岩木川浄化センター 焼却灰処分業務委託 契約の方法 指名競争入札</p> <p>【契約書3】 年度 平成31年度(令和元年度) 業務番号 第5472号 業務名 浪岡ポンプ場外 スクリーンかす運搬処分業務委託 契約の方法 指名競争入札</p> <p>【契約書4】 年度 平成31年度(令和元年度) 業務番号 第5473号 業務名 岩木川浄化センター 焼却灰運搬業務委託 契約の方法 指名競争入札</p> <p>参考として契約書の記載事例を以下に示す。 (包括外部監査報告書のp98参照)</p> <p>いずれも単価について指名競争入札を実施しており、入札手続の過程で契約単位については委託先にも示してあるため認識がずれるリスクは低い、契約書の記載事項は重要であり、契約単位は明記することが必要である。</p>	<p>今後は契約書に契約単位を明記することとした。 なお、令和3年度の契約書には明記済である。</p>
98	意見 1-4-5	中南地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[物品の購入における一者随意契約の理由について(中南地域県民局)] 岩木川浄化センターの汚泥焼却棟の砂ろ過器で使用している流動砂の購入は、一者随意契約によって行われていた。起案書の起案理由には、以下のとおり記載されていた。 既設の砂ろ過器で使用している流動砂(5号珪砂)については、下記依頼先でのみ取り扱っていることから、見積書の徴取先を1者とし、随意契約するものである。 また、見積依頼には、以下のように記載されている。</p> <p>1 調達する物品 (1)品名 流動砂 (2)規格 5号珪砂 (3)数量 9t</p> <p>見積依頼の品名及び規格等からは、その特殊性が読み取れず、他の事業者から調達ができない理由が不明であり、起案書の記述も一者随意契約の理由としては不十分である。 ヒアリングの結果、砂の成分や大きさは特殊なものではないが、焼却炉内での流動性を確保するため形状は球に近い必要があり、さらに県が使用している汚泥の焼却炉の製品保証を継続させるためには、事実上同焼却炉メーカーの関連企業から調達する以外の選択肢がないとのことであった。 随意契約は例外的な契約方法であり、取引の公正性を確保するために、起案書に随意契約を採用する理由を記載する場合には、他の事業者から調達ができない理由を具体的に明記する必要がある。</p>	<p>今後随意契約を行う際は、起案書に、他の事業者から調達ができない理由を具体的に明記することとした。</p>
99	意見 1-4-6	三八地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業-契約事務	<p>[指名業者の固定化について(三八地域県民局)] 以下の契約に係る指名競争入札において、指名業者5者が3年連続で同一だった。 第5933号 馬淵川浄化センター汚泥運搬業務委託 (包括外部監査報告書p99の表参照)</p> <p>指名業者選定資料に記載されている選定条件を満たした業者数は平成29年度においては18者、平成30年度においては19者、令和元年度においては20者であるが、そのうち過去に指名又は契約実績を有する同じ5者を3年連続で選定している。 この点、汚泥の運搬業務については選定条件を満たしているのであれば、より多くの業者に入札の機会を与えるべきであり、単に過去の実績のみで絞り込みをしまうことは新規参入の機会を不当に制限しているとの批判を免れないものと考ええる。 契約の公正性を確保するため、指名業者選定理由の文書化や一般競争入札の採用を検討することが望ましい。</p>	<p>「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」に記載されている業者のうち、地理的条件や運搬量等により設定した選定基準を満たした全者を指名することとし、また選定理由を記載した資料を作成し保存した。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
107	指摘1-5	都市計画課	下水道事業-人件費	<p>[人件費の負担区分が実態を反映していない] 下水道事業特別会計における人件費の取り扱いについて、下記の諸点において問題があり、その結果として下水道事業特別会計に表示された人件費は実態を反映していない。</p> <p>問題点1 下水道組織の職務分掌及び実際の職務内容と、負担する人件費との対応関係が合理的とは言えない。 下図【下水道組織と下水道特別会計との関係】は、現在行われている人件費の配分方法を職員個々人に固有の要素を排除して単純化したものである。この図において、各流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業で負担すべきものとして想定している人数は、職務分析を行った結果に基づく人数ではない。 【下水道組織と下水道特別会計との関係】 (包括外部監査報告書p107の表参照) 上記の表の参考値を比較すると、特別会計に区分された人件費合計は700であるのに対し、一般会計に区分された人件費は1,100であり、一般会計に区分された人件費の方が大きくなっている。これは各部署の事務分担表閲覧や監査を通じてヒアリングした結果推測された職務割合のイメージとは矛盾している。ほとんどの人件費が特別会計に区分されるか、あるいは少なくとも特別会計に区分される人件費の方が、一般会計に区分される人件費よりも大きくなるのが妥当であると思われる。特に、それぞれの流域下水道事業を専ら担当しているはずの中南地域県民局下水道課4名中2名分の人件費しか特別会計に区分されないことと、三八地域県民局下水道課4名中1名分の人件費しか特別会計に区分されないことには強い違和感がある。 県は過去の国土交通省の補助金制度が廃止された後も、当時に国が定めた補助要綱等を拠り所として上述した人件費の計上方法により処理しており、人件費計上額が実態から乖離している可能性は高い。 また、人件費を計算するにあたって使用している人件費充当率は、平成24年に設定した比率であり、その後において人件費充当率の再計算は行われていない。 既に廃止された補助制度で示されていた人件費充当率を用いて人件費の負担を区分する方法は、合理的とは言えない。</p> <p>問題点2 下水道特別会計に配分された人件費は、すべて事業費とされており、管理費に対して全く配分されていない。 単純化すると事業費は下水道施設の建設、管理費は維持管理に係る経費と言えるが、一例として契約事務に注目してみても、職員は下水道施設の建設に係る工事契約だけでなく、処理場の運転、管渠や各種設備の修繕、点検業務、汚泥処理等に係る費用といった維持管理に係る各種契約事務にも多く従事している。契約の数で言えば維持管理に係る契約は、下水道施設の建設に係る契約と同等かあるいはそれを上回る。 したがって、契約事務に従事する職員の人件費がすべて事業費とされ、管理費に全く配分されない状況は、合理的とは言えない。</p> <p>問題点3 上述した人件費決算額の確定において説明したとおり、人件費の実績額は当初予算額に引き戻されて修正されるため決算額に示される金額は当初予算額であり、実績額が人件費総額に反映されていない。 例えば、特別会計に区分される時間外手当の実績額が当初予算を上回っても、その超過分は一般会計から支出されたこととして決算が行われるのであれば、決算額が当初予算額に満たない場合を除いて必ず決算額＝当初予算額となる。このような方法を採用する限り、特別会計における人件費の決算額が、特別会計に区分される事業が本来負担すべき実質的な人件費となり得ない。 決算額を当初予算額と同額として、実績額との差を一般会計の人件費とする事務処理は合理的ではない。実績額に基づいた決算を行うべきである。</p> <p>提言 人件費の負担区分は可能な限り実態に即した基準を定め、その基準を厳格に適用して行われるべきである。基準の決定方法としては、一例として以下のような対応が考えられる。 ①事務分担表を基に、担当者ごとに年間従事時間割合を見積り、4区分(岩木川流域、馬淵川流域、十和田特環、一般会計)する。 ②事業費と管理費の区分割合も、同様に年間従事時間割合を見積り区分する。 ③担当職員が相互に①及び②の見積結果を検討し、実態に近い区分割合を模索する。また、事務負担に配慮して合理的な範囲で配賦基準を単純化することも必要である。 以上のような手続により人件費の配賦基準を決定し、予算策定及び決算事務において配賦基準に従って人件費を区分することが望ましい。 また、配賦基準については、県内各市町村にも開示し、説明することによって理解を得ることが重要であると考え。一般会計と特別会計の負担割合についても、県民によって利害が対立するので、流域関連市町村等、県の下水道事業特別会計において負担金を徴収している市町村だけではなく、特別会計に関連しない市町村への説明も必要であると考え。</p>	<p>監査人の指摘事項の是正に向けた検討に当たり、下水道事業会計の人件費及び各セグメントの事業経費が増加し、関係市町村等の負担金の増加も見込まれることから、関係市町村等で構成される流域下水道事業連絡協議会等において協議を進め、協議が整い次第、速やかに是正していく。</p>

継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
110	指摘1-6	都市計画課	下水道事業-その他経費	<p>[各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について] 令和元年度において本庁(県土整備部都市計画課)で支出され、各下水道事業(岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業)へ配賦された経費3件について、配賦基準が適切ではない。 問題点及び提言 下記「事案①～事案③」のとおり、県は現状、事前に各下水道事業への経費の配賦基準を定めておらず事案の都度決定しており、恣意性が介入する余地がある。また、合理的ではない経費の配賦が行われた場合に、各下水道事業の正確な収支(損益)把握が不可能となるといった弊害も認められる。 さらに、配賦基準が不適切である場合の最大の問題点として、各下水道事業の収支差額をベースに算出される下水道流域市町村の負担金が歪められる結果、流域間での経費負担の不公平な結果が生じてしまうことが想定される。簡易な例として、あるべき収支差額が岩木川流域:△100・馬淵川流域△200のところ、経費の配賦を誤り、岩木川流域:△120・馬淵川流域△180と算定してしまった場合、岩木川流域の市町村は120の負担金を支払うこととなり、本来は100の負担金であるべきだが、+20の過大負担を強いられる。一方で、馬淵川流域の市町村は△20の過少負担となってしまう。 行政運営で最も重視すべき公正性・公平性を鑑みた場合、このような運用はあってはならない。県は客観的で説明可能な配賦基準を事前に設定し、実務に適用する必要がある。 事案① (包括外部監査報告書p111の表参照) 当事案は、本庁に設置されている行政不服審査法の実務解説本の追録代にかかる支出であり、その内容は必要に応じて各下水道事業へ共有されることとなるため、3か所の下水道事業において効果を発揮すると考えられ、現状のように十和田湖のみに全額配賦する事務は適切ではない。県の説明としては、毎年発生する追録を購入する都度、ローテーションでいずれかの下水道事業に全額配賦することを原則としているものの、ローテーションの順番や実績を管理しているわけではなく、必ずしもローテーションが遵守されているとは言えない状況が実情であるとのことであった。今後は、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに共通経費を配賦することを求めたい。 事案② (包括外部監査報告書p111の表参照) 当支出は、本庁職員が北海道・東北六県下水道担当者会議に参加した際に支出したバス借上費用であり、当該会議の内容は各下水道事業へフィードバックされ効果を発揮することとなるため、馬淵川のみ全額配賦する事務は適切ではない。県の説明としては、八戸市において会議が開催されたことから、錯誤により八戸市に存する馬淵川に全額配賦してしまったとのことであったが、不適切な事務である。こちらも、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに配賦することを求めたい。 事案③ (包括外部監査報告書p112の表参照) 当支出は、青森県の下水道事業を紹介するパンフレットを作製したものであり、各下水道事業から利用者等へ提供されるものである。配賦基準としては、公共事務雑費の予算額を基準に配賦後、必要な「調整」を行ったとするものの当該調整過程が不明であった。事後に配賦方法の説明ができないことには説明責任の観点から問題がある。客観的かつ説明可能な配賦基準の設定を求めたい。 以上、各下水道事業へ配賦された経費にかかる事案について記載したが、今般の監査はサンプリングによる検証を行っており、当該3件以外にも同様の不適切な配賦が生じていることが想定される。県として、下水道事業の該当する全ての支出において適切な配賦基準を設定し、実務に適用することが必要である。</p>	<p>監査人の指摘事項の是正に向けた検討に当たり、各セグメントの事業経費が増減し、関係市町村等の負担金の増減も見込まれることから、関係市町村等で構成される流域下水道事業連絡協議会等において協議を進め、協議が整い次第、速やかに是正していく。</p>
112	意見1-6	都市計画課	下水道事業-その他経費	<p>[収益的収支(3条予算)と資本的収支(4条予算)の適切な区分について] 令和2年4月以降の公営企業会計の適用によって、地方公営企業法により、損益的収支と資本的収支を明確に区分することが求められている。収益的収支には、事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用が計上され、資本的収支には経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費等が計上され、両者を明確に区分することにより公営企業の経営成績を適切に示すことができるものとされている。 前記「【指摘事項1-6】各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について」において記載した事案①～③の支出の予算細目は全て「公共事務雑費」であり、これらは資本的収支として処理されているとのことであった。 資本的支出は、貸借対照表の資産負債を直接増減させる項目であり、建設改良に係る工事等にかかる間接的な事業費である人件費や調査費、事務費等の支出も含まれるが、事案①～③に記載した下水道事業の紹介パンフレットや研修の借上バス代は、このような建設改良に係る間接費には含まれず、単年度の経営成績に反映させるべき収益的支出であるとも考えられ、資産を直接増減させる資本的収支に該当するという県の判断には疑問が残る。この点、県は令和2年度中に収益的収支と資本的収支を今一度整理し、予算を補正することも検討しているとのことであった。適切な整理を求めたい。</p>	<p>監査人の指摘事項の是正に向けた検討に当たり、収益的収支及び資本的支出間の事業経費が増減し、関係市町村等の負担金の増減も見込まれることから、関係市町村等で構成される流域下水道事業連絡協議会等において協議を進め、協議が整い次第、速やかに是正していく。</p>

継続対応

継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
116	意見1-7-1	都市計画課	下水道事業-消費税	<p>[仕入税額控除の計算方法の選択について]</p> <p>消費税の仕入税額控除の計算方法については、個別対応方式と一括比例配分方式があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。</p> <p>個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみによる課税仕入等に係るもの、②非課税売上のみによる課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。</p> <p>一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。</p> <p>本県下水道事業会計では、個別対応方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県下水道事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。本県下水道事業会計では、平成28年度、平成29年度、平成30年度の課税売上割合が99.99%と高いことから、仕入税額控除の計算方法の選択による税額の差はほぼないものと考えられる。現在、下水道事業会計の課税仕入は、上記①の区分に該当するものがほとんどであり、区分に伴う担当者の事務処理の増大はさほどないとのことである。</p> <p>ただし、今後、状況に変化があった際は、納税額の有利性と事務処理の増大を勘案し、仕入税額控除の計算方法の選択を慎重に行うことが望ましい。</p>	納税額の有利性、事務処理の増大を比較検討した上で、税務専門家の関与などを含め、対応を検討する。
116	意見1-7-2	都市計画課	下水道事業-消費税	<p>[税務専門家の関与の検討について]</p> <p>上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。また、令和元年度からは軽減税率が導入されるなど、消費税申告は近年より複雑なものとなっている。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考え。</p>	納税額の有利性、事務処理の増大を比較検討した上で、税務専門家の関与などを含め、対応を検討する。
118	意見1-8	都市計画課	下水道事業-町村下水道事業緊急対策費補助	<p>[消費税に関する誤解を招く通知文について]</p> <p>県では、町村あての通知文「青森県町村下水道事業緊急対策費補助金交付要綱の制定について(通知)」の中で、消費税については、以下のとおり記載し、別記様式として消費税報告書の様式を添付している。</p> <p>1 規則第3条の規定による申請に際し、補助金に係る消費税仕入控除額(補助金の交付対象となる経費に含まれる消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税額に相当する額のうち、同法の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に令和元年度青森県町村下水道事業緊急対策費補助金要綱第2の規定による補助率を乗じて得た額とする。以下同じ。)があり、その額が明らかである場合は、その額を除いた額を補助金交付申請額として申請すること。この場合は、規則第3条第1項の申請書及びこれに添付する書類の記載については、その備考欄その他の部分に事業区分ごと、事業実施主体ごと、補助金に消費税仕入控除税額を減額する旨及び減額する金額を記載すること。</p> <p>また、当該申請に際し、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、当該申請書の補助金交付申請額に「(含消費税額)」と付記すること。</p> <p>2 規則第12条の規定による実績報告をした後に、消費税法の規定による消費税の申告により補助金に係る仕入に係る消費税額が確定した場合は、その後(1の規定により減額して報告した場合にあっては、その額が減額した額を上回る部分の額)を青森県町村下水道事業緊急対策仕入に係る消費税報告書(別記様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の定めるところにより、これを県に納付すること。</p> <p>所管課によると、平成6年の県総務部長による通知「補助金等交付要綱等に係る消費税仕入控除税額の取扱いについて(通知)」青分第212号平成6年3月28日に従って記載しているとのことだった。</p> <p>しかし、町村下水道事業緊急対策費補助金の交付対象は、補助対象町村が交付金返済のために繰り入れる額であり、消費税の仕入税額控除が発生する可能性はない。</p> <p>したがって、事務手続きの混乱を回避するために、上記の町村宛の通知文から上記の消費税に関する記述は削除し、「消費税報告書」は添付を省略することが望ましい。</p>	令和3年度青森県町村下水道事業緊急対策費補助金交付要綱の制定に係る通知文については、消費税に関する記述を削除、及び「消費税報告書」の添付を省略した。

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
125	指摘2-1	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[建設資材の材料試験事業に係る仕掛品の評価について]</p> <p>建設資材の材料試験事業において、仕掛品の評価は原価計算に基づく評価ではなく、期末に材料試験が未完了の受託作業に係る人件費を集計したものとされている。つまり、現状における仕掛品の評価は、受託した未完了の材料試験毎に発生した人件費を計算し、これらを集計して仕掛品の金額としている。</p> <p>期末決算時における仕掛品計算表から一つの受託番号を抽出して具体的な計算方法を例示すると下表のとおりとなる。</p> <p>(包括外部監査報告書p125の表参照)</p> <p>材料試験項目は、業務案内によると圧縮強度試験(コンクリート、モルタル、石材)、アスファルト試験(抽出、密度)、土の縮固試験、骨材のふるい分け試験、修正CBR試験等を行っている。材料試験と機械装置との関係を見ると材料試験毎に使用する機械装置が対応している。固定資産台帳によれば、上記の例では、CBR試験のための機械装置としては自動CBR試験機が2台、CBR試験自動取込編集装置一式が2台あり、ふるい分け試験のための機械装置としては自動ふるい振とう機が2台、ふるい振とう機1台が対応している。このような理由から1日当たりの減価償却費や1日当たりの間接費を計算して、人件費のみではなく減価償却費やその他の間接費をも含めて仕掛品の金額を計算すべきである。</p> <p>また、財務規程には仕掛品に関する規定が全くないため財務規程の改定が必要である。</p>	<p>当法人は公益事業のみを行い、収益事業を行っていないので、法人税の納税対象とはなっていない。このため、会計慣行により公益法人会計基準における重要性の原則(公益法人会計基準第1-3-(4))を適用し、令和2年度決算より計上しないこととした。</p> <p>また、他県の技術センターにおいても、会計慣行により1法人(収益事業を行っている栃木県)を除き仕掛品は計上していない。</p> <p>今後の取扱については、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>
126	指摘2-2	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[建設資材の材料試験事業における事業原価の表示について]</p> <p>建設資材の材料試験事業において、業務完了により収益計上された分に対応する費用については仕掛品から事業原価(売上原価)に振替える必要があるが、現状では事業原価(売上原価)等の勘定科目ではなく、人件費に計上されている。</p> <p>収益計上に対応する分については、事業原価(売上原価)等の適切な勘定科目に計上する必要がある。</p>	<p>当法人は公益事業のみを行い、収益事業を行っていないので、法人税の納税対象とはなっていない。このため、会計慣行により公益法人会計基準における重要性の原則(公益法人会計基準第1-3-(4))を適用し、令和2年度決算より計上しないこととした。</p> <p>また、他県の技術センターにおいても、会計慣行により1法人(収益事業を行っている栃木県)を除き仕掛品は計上していない。</p> <p>今後の取扱については、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>
126	指摘2-3	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[減価償却方法の変更について]</p> <p>減価償却について、建設技術センターの財務規程第82条では下記のように規定されている。</p> <p>理事長は、毎会計年度の決算に当り固定資産の減価償却を行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 土地、借地権及び電話加入権</p> <p>(2) その他減価償却を行う必要のないもの</p> <p>2 前項の減価償却は、定率法により行うものとする。その整理は直接法によるものとする。ただし、平成10年以降に取得した建物については定額法により行うものとする。</p> <p>一方、減価償却方法について令和元年度において定率法から定額法に変更しており、「財務諸表に対する注記 2重要な会計方針の変更」において、次のように記載されている。</p> <p>建物、建物付属設備及び構築物以外の固定資産は定率法によって減価償却を行っていたが、今期よりすべての固定資産を定額法により減価償却することとした。</p> <p>この減価償却方法の変更については、以下の問題がある。</p> <p>①減価償却方法の変更が、正当な理由によるものかどうか検討されていない</p> <p>「公益法人会計基準」では、以下のとおり規定されている。</p> <p>第1 総則</p> <p>2 一般原則</p> <p>(3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p> <p>したがって、減価償却方法を変更する場合は正当な理由に基づく必要があるが、その検討が必要である。</p> <p>なお、一般に以下の場合には正当な理由に基づいた変更と認められる。</p> <p>●会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること。</p> <p>●会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること。</p> <p>②財務規程が改定されていない</p> <p>減価償却方法の変更に伴い、建設技術センターの財務規程第82条も改定する必要がある。</p>	<p>公益法人の財務基準である収支相償を確実に維持するため、令和元年度決算から減価償却方法を定率法から定額法に変更し、減価償却費を平準化することとしたものである。</p> <p>なお、指摘を踏まえ、財務規定について所要の改正をした。</p>

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
127	指摘2-4	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[賞与引当金について]</p> <p>引当金の計上要件は以下の4要件である(企業会計原則注解18参照)</p> <p>イ 将来の特定の費用又は損失に備えたものであること</p> <p>ロ その発生が当期以前の事象に起因すること</p> <p>ハ その将来の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いこと</p> <p>ニ その金額を合理的に見積もることができること</p> <p>建設技術センターでは、決算期末において、職員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、職員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	引当金を計上すること及び引当金の計上基準を財務規程に定めることについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。	継続対応
127	指摘2-5	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員賞与引当金について]</p> <p>引当金の計上要件は上記【指摘事項2-4】に示したとおりであるが、建設技術センターでは、決算期末において、役員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、役員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員賞与引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	引当金を計上すること及び引当金の計上基準を財務規程に定めることについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。	継続対応
128	指摘2-6	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員退職慰労引当金について]</p> <p>建設技術センターでは、役員退職慰労引当金を計上していない。しかし、役員に対する退職慰労金は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に定められており、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員退職慰労引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、規程に定められた退職慰労金のうち、支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員退職慰労引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	引当金を計上すること及び引当金の計上基準を財務規程に定めることについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。	継続対応
128	指摘2-7	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員に対する賞与の支給金額の計算根拠について]</p> <p>建設技術センターでは、職員の給与表や交通費等について、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。)に準じる規定が多く置かれている。職務の級の適用については、建設技術センターの「職員の給与に関する規程」第3条及び別表において定めている。ただし、建設技術センターの役員についてどの職務級を適用するかは定めていない。</p> <p>ところが建設技術センターでは、役員に対する賞与の支給金額について、給与表8級を適用し、県の期末手当の計算方法を準用している。役員賞与の算定上給与表8級を適用している根拠について質問した結果、「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」第2条及び別表第1が根拠であるとの説明があった。</p> <p>「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」では、理事長及び専務理事に支給する旅費の額について、「給与表の8級の職務にある者が旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額」と定めており、給与条例の適用を受ける県職員の規定を準用している。</p> <p>しかしこれはあくまで旅費及び費用弁償の規程であり、役員賞与の算定根拠とするのは適切でない。</p> <p>役員賞与の算定根拠としては、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において、役員に対する賞与の支給金額の算定上、県職員のどの職務級を適用するかを明確に定めるべきである。</p>	<p>役員の期末手当の額については、役員及び評議員の報酬等に関する規程第3条第1項第3号で「給与規程の例による」とし、県に準じて定めている。</p> <p>その際、役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程の別表第1で「給料表の8級の職務にある者」と定めていることから、これを類推適用し、期末手当についても8級とみなしているものである。</p> <p>役員及び評議員の報酬等に関する規程に明文化することについては検討する。</p>	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
129	指摘2-8	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[重要な会計方針の注記について(引当金関係)] 下記の規定のとおり、公益法人会計基準 第5(2)によれば、引当金の計上基準を財務諸表に注記する必要がある。 公益法人会計基準 第5 財務諸表の注記 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 -----<中略>----- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針 現状、引当金については貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金が存在するが、これらの会計方針については注記がなされていない。 公益法人会計基準に従い、引当金の計上基準を注記する必要がある。</p>	<p>計上した引当金については、その計上基準を財務諸表の注記に記載することとした。 なお、退職給付引当金の他、貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金については、そもそも計上していないため、その計上基準についても記載していないもの。</p>	
129	指摘2-9	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[重要な会計方針の変更に関する注記について(減価償却方法の変更)] 重要な会計方針を変更について公益法人会計基準では、以下のとおり規定されている。 第5 財務諸表の表示 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額 令和元年度については、建物、建物付属設備及び構築物以外の固定資産は定率法から定額法へ減価償却方法を変更した旨のみ記載があるが、減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記する必要がある。</p>	<p>今後注記に記載する。</p>	継続対応
130	指摘2-10	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[関連当事者との取引の内容] 「「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の適用に当たっての留意点について(通知)」(総官管第51号平成18年3月24日)に次の記載がある。 関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて 関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という)とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解(旧注14現注17)に定める注記をすることが望ましいものとする。 現状では財務諸表の注記において、関連当事者との取引について記載がないが、そもそも関連当事者の判定を行うため、「公益法人会計基準」の運用指針6にしたがって当該注記が必要か否かを検討し、その検討証跡を決算の都度保存しておく必要がある。</p>	<p>「公益法人会計基準」の運用指針6にしたがって検討した結果、国及び地方公共団体は当法人の支配法人には該当しないと判断しているもの。 当該注記が必要か否かの検討証跡の保存については、その必要性を含めて検討する。</p>	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
130	指摘2-11	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[附属明細書における引当金の明細の開示について] 下記の規定のとおり、公益法人会計基準によれば、附属明細書において引当金の明細を開示しなければならない。 公益法人会計基準 第6 第6 附属明細書 2 附属明細書の構成 附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。 (1) 基本財産及び特定資産の明細 (2) 引当金の明細 なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。 現状、引当金について附属明細書で記載されているのは退職給付引当金だけである。 貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金についても明細を開示する必要がある。</p>	<p>計上した引当金については、その明細を附属明細書に記載することとした。 なお、賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金については、そもそも計上していないことから、明細についても記載していないもの。</p>
131	意見2-1	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[固定資産の実査及び固定資産管理シールについて] (1) 固定資産の実査 固定資産台帳から任意に下記の4点のサンプルを抽出して、現場往査時に固定資産の実査を行った。 (包括外部監査報告書p131～p132の表参照) (2) 固定資産実査に関するコメント 固定資産の実査を行った結果のコメントは、以下のとおりである。 ①No.1暖房設備一式について 固定資産台帳では一式となっているが、詳細は16台で以下の内訳となっている。 (包括外部監査報告書p133の表参照) 設置場所については固定資産台帳に記載されていない。当初暖房機を設置した設計事務所の資料をみると、FF-1～FF-4は2階にFF-5は3階にそれぞれ設置されており、実査時に確認した。 固定資産管理シートは、これらの石油暖房機には貼付されていなかった。 ②No.4 CBR試験自動取込編集装置一式について 固定資産台帳をみるとCBR試験自動取込編集装置一式は他に取得原価2,005,560円の装置があり、導入しているソフトウェアの違いによって金額が異なっているとのことであるが、固定資産管理シートの貼付もなく、導入しているソフトウェアを確かめないと写真撮影した機械装置が1,612,440円のものかどうかは分からない。 固定資産台帳と照合できるように固定資産管理シールへの記載が必要である。 (3) 固定資産の実査に関する取扱い 現状において固定資産の実査に関する取扱いの規定やルールはない。 固定資産台帳への記載漏れがないかどうか、実在しない固定資産が計上されていないか、使用していない資産が放置されていないか等について詳細に確認して固定資産台帳を更新することや、実査の対象、頻度、報告体制を明確にした固定資産の実査に関する規定やルール、マニュアルを策定して運用することにより固定資産管理の徹底を図るべきである。 (4) 固定資産管理シール貼付に関する取扱い 固定資産管理シールは什器備品や機械装置に貼付されているが、貼付されていないものもある。また、固定資産管理シールの貼付に関する取扱いの規定もない。 どの固定資産に固定資産管理シールを貼付するのか、資産番号の管理はどのようにするのか、固定資産管理シールを貼付できない場合には、どのようにするのか等に関する取扱いに関する規定を定め、固定資産台帳との関連性を明らかにして固定資産管理の徹底を図ることが望ましい。 因みに、固定資産管理シールは、所属、品名、分類番号、取得年月日を記入することになっているが、固定資産実査の際に分類番号が記入されていないものがあった。固定資産管理シールが貼付されているが、分類番号が記入されていないのは、現物の固定資産管理が徹底されていない証左であると言わざるを得ない。 (包括外部監査報告書p134の図参照) 参考として固定資産管理シールを例示すると以下のとおりとなる。 (包括外部監査報告書p135参照)</p>	<p>固定資産の適正な管理を図るため、固定資産にはシールを貼付し、固定資産台帳と照合できるようにしているが、貼付を失念したものについては貼付した。 什器備品についても管理上必要なものにはシールを貼付しているが、さらに管理を徹底する。</p>
135	意見2-2	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[貸倒引当金について] 貸倒引当金の設定については、期末未収入金残高に対して税法基準により設定しているが、財務規程には貸倒引当金の設定に関する規定がない。 財務規程に、貸倒引当金の計上基準を定めることが必要である。</p>	<p>引当金の計上基準については、注記の重要な会計方針に記載している。 財務規程に規定することについては、専門家等の意見を聴きながら今後対応する。</p>

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
135	意見 2-3	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[助成金の使途に関する確認事務について]</p> <p>令和元年度は5件について総額3,500千円を助成金として支出しているが、担当者へのヒアリングによれば、積極的なPR活動をしているにもかかわらず、助成を希望するところが毎年少なく、また助成対象の研究機関も県内では自然と限られてしまっているとのことである。</p> <p>助成金の使途は、募集要項で研究等に直接要する費用と記載されており、そのなかに旅費交通費として研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費が含まれている。</p> <p>これについて令和元年度の助成金の支給先となった対象団体である学校から提出された「完了報告書」に添付された実績概要及び決算書について内容を閲覧したところ、決算書の総額の6割超を占める旅費交通費の使途の検証について十分でないと考えられる点が見られた。すなわち複数の学会や会議への参加が記載されているうち、国内の学会参加については一部開催案内で学会のテーマや関係者の参加実績を確認しているものの、旅費交通費のうち大きな金額を占める国際会議の参加については開催案内を入手することなく会議内容や参加実績の検証がなされないまま学生2名の海外渡航費が計上されている(教員の海外渡航費については建設技術センターには請求されていない)。もともと、対象となる学校内部の決裁を得た支払伝票が根拠として添付されているが、これのみでは学校内部のチェックに依存しているだけで、建設技術センター側のチェックが厳しくなされているとはいえない。</p> <p>当該助成事業が始まって3年が経過するが、仮に助成実績を重視するあまり、助成した先の資金使途のチェックが行き届かなくなってしまうと、思わぬ不正や助成先のトラブルに巻き込まれる可能性も否定できないため、支出した助成金の使途については募集要綱どおり助成目的に沿った使途となっているか建設技術センター側でも確認できる十分な資料を助成先に徴求すべきであると考えます。</p>	完了報告書、その他資料等を精査することにより、十分な確認に努めることとする。 また、必要があれば、助成先に資料等の提出を求めることとする。	継続対応
136	意見 2-4	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員報酬規程の開示方法について]</p> <p>公益法人は下記の規定のとおり、役員報酬規程を公表する義務があるとされている。 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第20条 公益法人は、第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。 2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 認定法第21条では、事務所備置き書類の一つとして報酬支給基準を規定し(第21条第2項第3号)何人の閲覧請求に応ずるべきことを規定している(第4項)。したがって、最低事務所備置き閲覧の措置はとらなければならないが、建設技術センターではこの措置を適用している。 しかし、公益法人の役員報酬については、その公益性に鑑み、公表を広く解して何人も閲覧可能なインターネットのホームページ等で公開することが望ましいと考える。</p>	役員報酬規程をホームページ等で公開することについては、関係者等の意見を聴きながら、今後対応する。	継続対応
136	意見 2-5	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[事業費と管理費に共通する費用に関する配賦基準の文書化について]</p> <p>建設技術センターでは事業費と管理費に共通する費用について、公益財団法人に移行した時点で支出項目ごとに個別に配賦基準を決定し、現在もそれに従って配賦している。しかし建設技術センターでは、この配賦基準の設定根拠を文書化していない。</p> <p>確かに、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」(内閣府 令和2年3月)のV-3-②において、「過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めてもらえばよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求めていませんし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけていただくことはありません。」との記載がある。しかし、これは多大な事務負担に配慮した規定であり、事務負担に配慮しつつ有用な文書を残すことを否定する趣旨ではない。</p> <p>今後、担当者の変更や配賦基準設定の前提に変化が生じたとき、当初の根拠が示されていないと、混乱が生じる可能性がある。現在の配賦基準の設定根拠を明確に文書化しておく必要があると考える。</p>	配賦基準については、公益認定を受ける段階で従事割合等について審査の上、決定されている。また、毎年の定期提出書類により、実績を報告している。 配布基準の設定根拠の文書化については、監査結果を踏まえ、事務負担も考慮しながら検討する。 なお、意見のとおり内閣府のFAQ等では、配賦割合の算定根拠について、詳細かつ具体的な記載は求められていない。	継続対応
137	意見 2-6	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[指名競争入札を採用する理由の明確化について]</p> <p>建設技術センターでは、競争入札により契約する場合、従来から指名競争入札のみ行っており、一般競争入札は行っていない。これは、5,000万円以下の工事契約について原則として指名競争入札を採用している県の対応に準じているとのことである。5,000万円を超える契約がないため、指名競争入札によっているという金額基準における判断である。</p> <p>しかし、建設技術センターの財務規程第41条によると、あくまでも原則は一般競争入札であり、例外的な場合に指名競争入札が認められているに過ぎない。あくまでも原則は一般競争入札であることを念頭に、指名競争入札という例外規定を適用する場合は、財務規程に照らし、指名競争入札によることができる理由を明確にしておくことが望ましい。</p>	入札のあり方については、県等と協議の上検討する。	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
137	意見 2-7	建設技術センター	青森県建設技術センター	〔指名競争入札による場合の業者選定理由の記載について〕 指名業者の選定過程は、A4一枚の「指名業者選定調書」のみが残されている。指名業者選定調書では選定結果と選定委員会の承認状況が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。選定過程の精緻な文書化が望ましいと考える。	入札の指名のあり方については、県等と協議の上検討する。	継続対応
137	意見 2-8	建設技術センター	青森県建設技術センター	〔指名競争入札における指名業者数について〕 建設技術センターの財務規定第59条によれば、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5者以上の入札者を指名するものとなっている。各契約の指名業者選定調書を閲覧したところ、5者の入札者を指名しているケースが散見された。しかし、この規定は5者に限定しているわけではない。競争性確保の観点から、指名業者の対象となりうる者を過度に排除して、一律に5者に限定することのないよう留意していただきたい。	これまでも契約の内容によっては財務規程に基づき5者以上を指名している場合もあるものの、今後も指名競争入札に付すときは、なるべく多くの入札者を指名するよう留意していく。	
142	意見 3-1-1	整備企画課 八戸工業用水道管理事務所	工業用水道事業-経営計画	〔送水幹線の更新計画を経営戦略に反映すべき〕 工業用水道事業では平成30年3月に、平成30年度から平成39年度を対象期間とする10年間の経営戦略を策定している。しかし、送水幹線の更新に関する情報開示が不十分である。 「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年3月29日 総務省自治財政局。以下「経営戦略ガイドライン」という。)では、計画期間について下記のとおり定めており、県の策定している経営戦略はその基準に合致するものではある。 「経営戦略」(「投資・財政計画」を含む。)の「計画期間」は、個々の団体・事業の経営環境や施設の老朽化状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。 しかし「経営戦略ガイドライン」は続けて、 なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。 としており、さらに投資試算については、次のように定めている。 ① 施設・設備の現状把握・分析、将来予測 「投資試算」を取りまとめる前提として、公営企業が有する施設・設備の実状を適切に把握し、規模・能力、老朽化・劣化の状況や使用可能年数等について分析すること。 また、関係府省等が推奨するアセットマネジメントやストックマネジメント等の取組を充実させることにより、施設・設備の現状把握・分析、将来予測の精緻化を図ること。 あわせて、施設・設備の新規・更新需要額等の将来試算を可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。 (1) 概要に記載したように、県の工業用水道事業にとって最も重要な課題は、100億円を超える投資が必要とされる送水幹線の更新計画である。現状ではまだ先の課題としているため、10年間の計画には含まれていない。しかし、送水幹線の大規模な更新計画を抜きにして、ここ10年の推移だけ見ても、経営戦略として重要な論点が抜けていると言わざるを得ない。さらに「経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機」とするという経営戦略の趣旨からすると、情報の開示が不十分であると考え。 更新時期や費用は不確実だが、事業継続のためには更新が不可欠な状況であり、また更新費用は見積の方法によるが、多額であることは確実である。 少なくとも、送水幹線の更新に係る費用を一定の幅で示したうえで、経営戦略上の投資・財政計画が、10年以内に送水幹線の更新を行わないことを前提とした投資計画・財政計画であることを明らかにすべきである。そのうえで、供給能力の上限に近い操業を行っている当該事業が、どのように投資回収を図っていくのかを示すべきであると考え。	平成29年度に策定した経営戦略では、5年を目途に事後検証を行い見直すこととしており、令和4年度の経営戦略の見直しの際は、送水幹線更新計画を反映させる予定である。	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
143	意見 3-1-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -経営計画	<p>[更新計画策定において考慮すべきリスクについて]</p> <p>更新計画策定上、現状考慮されていないが今後想定されるリスクには以下のようなケースがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> この先40年間に渡って多額の投資を行っていくにしても、その40年間の原資となる料金収入が現状の水準で変わらず確保できる確証はない。仮に減収等が見込まれる場合は設備更新の規模縮小の計画が途中で変更されたとしても、それまでの更新投資額の回収がなされない可能性がある。 更新基準年数が長く、実際に現有設備がそこまで持たない、あるいは地震等による破損が生じた場合に、計画時より前倒しで投資資金が必要になり、その後の減価償却費が増額され、年度の損益が悪化する可能性がある。この点、閲覧した資料には、更新基準年数の決定に関する根拠が明確には記載されていない。 <p>今後、工業用水供給に関する送水幹線等の設備更新については、給水量の8割超を占める大口ユーザーに設備更新後の継続使用に関する約束を取りつけつつ、以下の事項も勘案して十分綿密な話し合いをもった上での現実的な仮定のもとにシミュレーションを作成されなければならないものとする。</p> <p>①長期的な使用水量の可能な限り約束された予測値と使用年数 ②必要な水量の供給能力維持のために必要な設備(耐震性も含む)投資額の回収のために必要な方策(使用料のみで回収する場合の料金体系、使用料のみで回収が困難な場合はユーザーから返済の必要のない資金提供を受ける等)</p>	<p>ユーザーの将来の水需要については、ユーザー側でも景気の動向による生産見込等の予想が難しく、また昨今のコロナ禍など予測不能な出来事もある中では、現状維持の水需要見込とせざるを得ない状況にある。年1回のユーザー会議を通じて情報を収集しながら、経営戦略に反映できるものは、反映していきたい。</p>
144	意見 3-1-3	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -経営計画	<p>[技術職員の年齢構成や資格取得者の確保について]</p> <p>平成30年3月に策定された経営戦略のうち、「3. 将来の事業環境(4)組織の見通し」において、以下のとおり技術職員の年齢構成に起因する技術の継承が課題として掲げられている。</p> <p>近年、技術系職員が相次いで定年を迎えるために、経験年数の少ない職員が増加することから、技術の承継が不可欠な状況にあり、専門的な知識・技術を持った人材の育成や、知識・技術の承継をすることにより、引き続き工業用水道事業を適切に運営管理していくこととしています。</p> <p>(出所:青森県工業用水道事業経営戦略 平成30年3月)</p> <p>しかし、下図のとおり、令和2年4月においても、その課題が解消されたとは言い難い状況である。</p> <p>(包括外部監査報告書p144の図参照)</p> <p>また、電気事業法第43条により配置が義務付けられている第二種電気主任技術者についても、資格取得者の確保が特に困難な状況が継続しているとのことである。</p> <p>県においては、人員配置における配慮や、資格取得費用の一部補助等による資格取得の推奨によって、引き続き職員の配置確保に取り組むことが望ましい。</p>	<p>技術系職員の配置については、適正に人事配置ができるよう人事対応部局に要請していく。資格取得については、令和2年度と令和3年度にワンランク下の第3種電気主任技術者の資格取得のために経費を助成(養成費)しており、今後も養成費を積極的に活用し、資格取得者の負担軽減を図っていく。</p>
147	意見 3-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -収入	<p>[特定料金の単価設定について]</p> <p>工業用水道事業条例第10条には、特定給水制度として、特定期間に基本使用水量を超える給水を行う制度が定められている。しかし、工業用水道のユーザーのうち2社について、年度毎の使用水量の変動を見込んで、基本使用水量を実際の使用見込水量以下に設定申請を行う一方で、この特定給水制度を四半期ごとに利用、場合によっては月中の10日間のみ利用水量を増減させるなどユーザーの需要変動に臨機応変に特定給水量を頻繁に調整することが常態化している様子がみられた。</p> <p>これは、同条例第9条第2項の基本使用水量の減量については、知事の認可を合理的な理由書を添えて承認されなければならないという実務が負担になると感じてその回避のためとのことだが、実態はユーザー2社が工業用水の利用実需に合わせて水道料金コストをできるだけ削減するための方策にすぎないと思われ、それに県が応じてしまっているものと考えられる。</p> <p>実際、県担当者からはユーザーに向けて、水量には制限があり需要が上回った場合には特定使用の要望があっても応じられないリスクがあるので、基本使用水量の増加申請で対応するように、との依頼を行っているが、現状ではユーザーになかなか応じてもらえていないとのことである。</p> <p>このことは現状の料金体系において特定料金が基本料金と同額であるために、基本水量を予め高く設定しておくよりも、特定給水制度を利用したほうが使用水量を臨機応変に変動させることが可能なため、ユーザーの金銭的負担の面で有利であるという判断を強く促す結果ともなっていると思われる。</p> <p>給水能力の維持には、ユーザー毎の基本使用水量の合計量を満たすべく必要最低限の設備維持更新等の投資に抑えることが今後求められることから、特定給水はあくまで突発的例外的な利用がなされるべきものであり、常態的にユーザーの需要調整弁として利用されてしまうのは望ましいこととは言えず、基本水量で固定的に契約しているユーザーとの公平性を損なうことも考えられる。</p> <p>この点、特定料金のみ単価を上げるなど料金体系の柔軟な変更により、そのようなユーザーに基本水量の増加で対応するよう促す施策も検討されるべきと考える。</p>	<p>特定給水はあくまで給水能力に余裕のある場合に供給できるものであり、将来的に工業用水の供給を保障するものではないため、ユーザーとしては供給停止となるリスクを伴うものであり、基本使用水量と単価は同一であるが内容が異なるものである。</p> <p>新規ユーザー獲得が困難な状況で余剰水量があり、特定給水とはいえ工業用水道事業会計としては収益の増となり経営にはプラスに働いていると考えるが、一方、将来の経営見通しを立てる上では、特定給水分は収入見込みとはできないため、基本使用水量の増量が望ましい。今後も、基本使用水量の増加の働きかけは続けて行くこととしたい。</p>

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
151	指摘 3-3-1	八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔固定資産の計上科目及び耐用年数の誤り〕 令和2年3月3日に取得した「監視カメラ」一式について、本来は工具、器具及び備品に計上し、耐用年数6年として固定資産台帳に登録すべきところ、機械及び装置に計上し、耐用年数10年として固定資産台帳に登録されていた。本件固定資産の資産分類の決定理由について八戸工業用水道管理事務所担当者に質問したところ、「監視カメラ」は各カメラと監視モニターの一式が一体として機能する装置であることから、機械及び装置のうち「計測設備」に該当すると判断し、耐用年数を10年としたとの回答があった。 この点、一般に「機械及び装置」とは、外力に抵抗し得る物体の結合からなり、一定の相對運動をなし、外部から与えられたエネルギーを有用な仕事に変形するもので、かつ、複数のものが設備を形成して、設備の一部としてそれぞれのものがその機能を果たすものをいう。しかし、仕様書を含む当該監視カメラの更新工事関係書類を閲覧したところ、当該監視カメラはこの定義には該当しない。加えて、それ自体で固有の機能を果たし独立して使用されるものであることから、「工具、器具及び備品」とすべき固定資産である。 また、地方公営企業会計では、有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則第15条第1項及び別表第2号によって決定される。この「監視カメラ」はカメラ本体のほか監視制御室に設置された制御用パソコン及び液晶モニタ、並びに映像信号を伝送するための変換機等を含んだ一体として機能するものであることから、地方公営企業法施行規則別表第2号「事務機器及び通信機器」のうち「放送用設備」に該当し、耐用年数は6年である。 なお当該監視カメラは令和2年度より償却開始のため、令和元年度の減価償却費の額に与える影響はない。 (包括外部監査報告書p152の図及び表参照)	指摘を受けた“監視カメラ”装置(令和2年3月3日取得)の固定資産計上科目を「機械及び装置」から「備品」に振替した。
153	指摘 3-3-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔作成され保管されているべき規程が無い〕 青森県公営企業財務規程第76条には「資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、固定資産に附加し、又は固定資産から除却した場合に資本的支出として整理する一定単位の物品及び基準は、別に定める。」とある。当該別の定め提出を整備企画課担当者に依頼したところ、文書化された規程やマニュアル等が見つからず、過去に作成されたかどうかの事実関係も確認できない状況であった。恣意的な財務規程の運用を防止し適正な会計処理を担保するため、速やかに「別の定め」を整備し、担当者が閲覧可能な状態で保管すべきである。	「工業用水道事業 資産単位物品表」を制定した。
153	指摘 3-3-3	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔減価償却調書と減価償却明細表の当期償却額が誤っている〕 令和元年度の「減価償却調書」及び「減価償却明細表」を閲覧したところ、当期償却額が損益計算書の減価償却費の額と一致しなかった。損益計算書の減価償却費は、整備企画課担当者が表計算ソフトウェアを用いて作成した「減価償却計算書」を基に計上されており、「減価償却調書」及び「減価償却明細表」の当期償却額が損益計算書と一致していても、決算数値に影響はない。しかし青森県公営企業財務規程第88条では「減価償却は、減価償却調書により行わなければならない。」と定められており、また減価償却明細表は同第95条にて正式な報告文書として位置づけられていることから、これらの書類には本来あるべき当期償却額を記載すべきである。	減価償却調書及び減価償却明細表の当期償却額については、損益計算書の減価償却費の額と一致するよう修正した。
153	指摘 3-3-4	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔固定資産台帳の記載内容に更新漏れがある〕 固定資産台帳を閲覧したところ、記載内容について本来更新すべき事項が更新されないまま放置されている固定資産があった。減価償却費は整備企画課担当者が表計算ソフトウェアを用いて作成した「減価償却計算書」を基に計上されており、当該計算書の入力内容は訂正内容が適切に反映されているため、決算数値には影響はない。しかし青森県公営企業財務規程第10条にて備え付けることが義務付けられている正式な帳簿書類は、あくまで紙で保管されている固定資産台帳であることから、記載内容を訂正・更新すべき事項が生じた際にはこれを速やかに反映させるべきである。 記載内容の訂正・更新が漏れていた固定資産台帳上の資産項目 (包括外部監査報告書p154の表参照)	固定資産台帳を全て確認し、記載内容の更新漏れを処理した。
154	指摘 3-3-5	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔固定資産台帳に残存価額が記載されていない〕 固定資産台帳を閲覧したところ、残存価額が記載されないまま放置されている固定資産があった。減価償却費は整備企画課担当者が表計算ソフトウェアを用いて作成した「減価償却計算書」を基に計上されており、当該計算書には償却計算に必要な残存価額が網羅的に入力されているため、決算数値には影響はない。しかし青森県公営企業財務規程第10条にて備え付けることが義務付けられている正式な帳簿書類は、あくまで紙で保管されている固定資産台帳である。台帳に記載すべき事項については網羅的に記載しなければならない。 残存価額の記載が漏れていた固定資産台帳上の資産項目 (包括外部監査報告書p154の表参照)	固定資産台帳を全て確認し、記載漏れを処理した。

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
155	意見 3-3-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔手書きの固定資産台帳の廃止と固定資産管理ソフトウェアの導入〕 青森公営企業財務規程第10条にて固定資産台帳の備付けが義務付けられており、当条項に基づき手書きの固定資産台帳が作成されている。他方、手書きの固定資産台帳の情報はパソコンの表計算ソフトウェアで作成した「減価償却計算書」に入力され、表計算ソフトウェアで作成した計算書により減価償却費を計算し、その結果を手書きの固定資産台帳に転記している。このため、手書きの固定資産台帳と表計算ソフトウェアの計算書について、同一の情報を重複して入力・記載しなければならない状況にある。 固定資産台帳を手書きで作成する必要性は乏しく、また転記作業があるということは、転記ミスが発生するというリスクも生じることになる。業務の効率化を図り、転記ミスが発生する余地をなくすため、手書きの固定資産台帳を廃止し、単一のデータから各種帳票を出力可能な固定資産管理ソフトウェアの導入を検討することが望ましいと考える。	八戸工業用水道の1事業のみの固定資産管理ということもあり、現状の表計算ソフトでも管理できていることから、費用対効果を考え、他県の情報なども参考としながらソフト導入を検討していく。
155	意見 3-3-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -固定資産	〔減損会計に関する規程の整備〕 地方公営企業会計基準では、民間企業と同様の減損会計が導入されている。減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件下で回収可能性の低下を反映させるよう、資産の帳簿価額を減額するための会計処理である。減損会計を適用する場合には、資産のグルーピング、減損の兆候を判断するための事象、将来キャッシュ・フローの見積方法や割引率等を規程に定める必要がある。 現状、青森県公営企業財務規程その他の規程において、減損会計に関する定めがなされていない。速やかに規程を策定することが望ましい。	減損会計に関する取扱として、「青森県工業用水道事業減損会計取扱要領」を策定した。
156	意見 3-4-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -契約事務	〔予定価格の過大設定について〕 下記契約について予定価格を過大に設定してしまっている。予定価格は青森県財務規則に則り、実際の取引実例等を参考に適正な価格を設定しなければならない。 【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書p156の表参照) 当契約の方法として、2者から見積書を徴収した結果、安価であったA社と1,183,600円にて随意契約を行っている。予定価格の算出方法はA社およびB社から参考見積書を徴収し、安価であったA社の1,491,600円と同値を設定している。以下、この予定価格1,491,600円の妥当性について問題提起する。A社およびB社の参考見積書(予定価格設定用)と、見積書(契約用)の金額を比較した表は以下のとおりである。A社の見積書(契約用)における当初徴収した参考見積書(予定価格設定用)からの値引率は20.6%と高い水準となっていることがわかる。 【表 参考見積書と見積書の比較】 (包括外部監査報告書p157の表参照) また、県は平成20年度以降で同規格のマンホール蓋を3回購入しているが、下表のとおり、過去の1組当たりの契約実績単価は@300,000円未満であるものの、今般の予定単価は@372,900円と相応に高額であることがわかる。 【表 φ900マンホール蓋 1組当たり単価】 (包括外部監査報告書p157の表参照) 予定価格を設定するということは、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為がなされるため、県の支出額の上限値を設定することに他ならず、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと、支出額が著しく高額となり、無駄なコストが発生する温床となる。そのような観点から、県財務規則第138条では「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」として過去の取引実績や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。 結果として、当契約の予定価格1,491,600円(1組あたり@372,900円)は、過去の取引実績と比較して高額であり、結果的に契約時に大幅な値引きがなされていることから、設定した予定価格が過大であったことが推定される。今後、予定価格の決定にあたって、過去の取引実績の調査やインターネットを用いた価格調査を行う、設定した予定価格に値引き率を乗ずること等により適切な予定価格を設定する必要があると考える。	予定価格の参考とする見積もりを徴収する際は、見積条件を明確に記載し、適正な価格設定を行うこととした。

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
158	意見 3-4-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -契約事務	<p>〔競争性向上のため指名事業者数の増加について〕 下記契約について事業者6者を指名したが入札に参加したのは1者のみであり、当該1者と契約を行っている。より競争性を高め、経済性を確保するために、指名事業者を増やすことや、一般競争入札の採用等の措置を求めたい。</p> <p>【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書p158の表参照) 当契約にて調達した緊急連絡システムは、八戸工業用水道管理事務所が停電事故時等の非常時において、ユーザー及び職員へ早急に連絡するための通報システムであり、その特徴として、近年普及しているSMS(携帯電話のショートメッセージサービス)やEメールを利用した連絡システムではなくて、公衆回線(電話)による音声配信であることがあげられる。あえて公衆回線を用いる理由としては、災害時に強いと考えていること等の理由によることであった。</p> <p>指名事業者6者のうち5者が辞退してしまった理由としては、その理由は定かではないものの当システムが緊急通報システムとして少数派と考えられる「公衆回線による音声配信」を仕様とすることにも一因があるのかもしれない。指名競争入札における1者応札に対する県の立場としては、応札者にとっては他の指名事業者が辞退したことは知らされないため競争性は一定程度確保されているとし有効説を採っていることから、当該事案は県の事務手続き上に瑕疵はない。ただし、1者応札では入札価格の比較ができないため、複数者応札のケースと比較して競争性が低下してしまっていることも事実であろう。当契約のような納入業者が限られる(と想定される)調達物品の特性を加味した場合に、より多くの応札者を確保するためには、あらかじめ指名事業者数を増やすことも有効と考える。県の物品調達契約に係る指名事業者数の定めとして物品調達契約事務取扱要領にて「指名競争入札の指名事業者数は、おおむね6者以上とする。」と定めている。県は要領に基づき「異常通報装置」又は「通信機器」を扱う入札参加名簿に登録されている事業者11者から、過去の指名実績等を加味して指名事業者6者を選んでいるが、6者指名は要領のいう最低基準であるし、指名事業者を拡げ11者全てを指名することで競争性を高められた可能性がある。また、そもそも応札事業者が少数であった当事例では、指名競争入札により入り口を狭めずに、原則である一般競争入札を採用し広く応札者を募ることも有効であったものと考えられる。</p>	意見を参考に県の規定、要領等に基づき、業者数を増やすなどして、より一層の競争性確保に努めることとした。
159	意見 3-4-3	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -契約事務	<p>〔指名業者の固定化回避について〕 工業用水道事業において、毎年、土砂処理池に堆積している土砂を搬出処分するための業務委託契約を締結しているが、当該契約について指名業者が固定している状況が見て取れる(下記【表 過去5年の指名業者】参照)。</p> <p>【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書p159の表参照) 【表 過去5年の指名業者】 (包括外部監査報告書p159の表参照) 当業務委託における県の指名基準は「土砂の搬出入・運搬業務であることから、土木一式工事業者からの選定とし、過去の指名及び受注実績を考慮して、八戸市内のA級およびB級の業者10者を指名したい。」として、対象となる96者から10者を選定している。上表【表 過去5年の指名業者】を見る限り、入札辞退があった業者を次年度の指名から外し、その分新たに新規業者を追加しているものの、令和元年度と平成30年度、平成28年度と平成27年度の指名業者は同一であり、連年、基本的に同一の業者を指名しており、指名業者が固定化している状況が見て取れる。</p> <p>指名業者の固定化は、談合を誘発するリスクや、業者間において不公平が生じること等の弊害がある。このような弊害を克服し、より競争性を発揮させるため、每期指名先を1~2先新たに加え、入札額が高額であった指名業者と入れ替える等の対応を検討されたい。</p>	令和3年度は、令和2年度指名の10者の内3者を外し、5者に加え、合計12者を指名した。今後も入替えを行いながら対応していくこととした。
164	意見 3-5-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -人件費	<p>〔賞与引当金の計算基準の文書化について〕 賞与引当金の計算基準については文書化されたものがなく、平成26年の公営企業法の導入時点からの考え方が賞与引当金計算資料として作成され、毎年度の決算において前年の資料に準拠して引当計算が行われているのが実情である。</p> <p>賞与引当金計算書から賞与引当金の計算基準を示すと、以下の各人毎の賞与引当額を合計したものとなる。</p> <p>期末手当 (給与月額×職務加算+扶養手当)×支給率 勤勉手当 (給与月額×職務加算)×支給率 引当額 (期末手当+勤勉手当)×4/6 (注1) 職務加算は、役職に応じて計算される。 (注2) 支給率は人事課から人事通達される。 (注3) 4/6は、12月から3月までの4か月分を意味する。</p> <p>賞与引当金の計算基準について、明確に文書化することが必要である。</p>	「退職給付金並びに賞与引当金及び法定福利引当金の計算基準」を策定した。

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
165	意見 3-5-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -人件費	<p>[退職給付引当金の計算基準の文書化について] 退職給付引当金の計上方法について、青森県公営企業財務規程第95条の3では以下のように規定している。 退職給与引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全公営企業職員)(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。 また、職員に係る退職手当の負担区分については、青森県総務部人事課長、青森県県土整備部整備企画課長、青森県県土整備部都市計画課長の3者間において令和2年3月13日付で覚書が締結されている。この覚書から負担基準について抜粋すると以下のとおりとなる。 (負担基準) 職員に係る退職手当については、一般会計、工業用水道事業会計(旧電気事業会計を含む。)及び下水道事業会計のうち、職員の在職年数が最も長い会計において負担する。 また、各会計における在職年数が等しい場合は、職員が在職時に属する会計において負担する。 なお、特別な事業がある場合は、甲乙丙協議の上決定する。 しかしながら、具体的な計算基準について文書化したものがなく、継続性や明瞭性を確保する上で明確に文書化することが必要である。 現行における退職給付引当金の計算基準は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引当金計算の対象者 公営企業の在職者のうち在職年数が一般会計よりも多い者 他部局に在籍している者で公営企業の在職年数が一般会計よりも多い者 ・対象者の計算方式 等級号給に応じた給料月額×支給割合+退職手当の調整額=退職手当額 退職手当の調整額(*1)=等級区分に対応する金額(*2)×在籍月数 *1 10年以上24年以下の退職者は調整額が半額となる。退職ハンドブックに記載。 *2 等級毎に計算する。 <p>退職金ハンドブック(総務部人事課)の10ページに退職手当の計算例が示されているが、これを参考にして退職給付引当金の計算事例と例外的な取り扱いに関する処理方法を記載しておくことが望ましい。 退職金給付引当金の計算基準が明文化されていないので、既積立額がある場合で他部局に異動があった場合や異動後に他部局の在籍年数が公営企業の在籍年数よりも多くなった場合や、他部局に異動後に退職した場合等の取り扱いについて、具体的かつ明確に文書化しておくことが必要である。</p>	「退職給付金並びに賞与引当金及び法定福利引当金の計算基準」を策定した。
166	意見 3-5-3	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -人件費	<p>[退職給付引当金の計算のための基礎データの整備について] 現状における退職給付引当金の計算は、前年度の計算資料に当年度の変更データを加味して計算しており、退職給付引当金の計算のための基礎データは、特に整備されていない状況にある。 退職給付引当金の計算ポイントは、公営企業の在職年数と一般会計の在職年数の計算、等級区分毎の在職月数、10年以上24年以下の在職年数の場合の調整額の半額計算である。これらのデータを一元化して取りまとめ、退職給付引当計算の効率性やチェックの簡便性に資するように基礎資料を整備することが重要である。 例示すると下記のような資料を作成することで基礎データの一元化が図られると考える。 (包括外部監査報告書p166参照)</p>	意見を参考に基礎データをまとめた。今後はこのデータを更新することとした。
166	意見 3-5-4	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -人件費	<p>[令和元年度末における退職手当計算書(最終分)の保管について] 令和元年度末の退職手当計算書には、本来含まれるべきでない令和2年3月31日に退職した公営企業職員が含まれており、退職手当計算書は最終化されていない。 最終的に青森県工業用水道事業会計決算書に表示されている退職給付引当金の残高は正しいものの決算基礎資料として最終化しておくことが必要である。</p>	意見を参考に退職者を除いた資料として整理した。
166	意見 3-5-5	整備企画課	工業用水道事業 -人件費	<p>[青森県人事記録に関する情報の共有方法について] 所管課から提出された「青森県人事記録」をみると、一部平成30年度、令和元年度の履歴事項について手書きで追加記載されているものがあつた。所管課ではこの資料によって退職給付引当金の計算において在籍年数を計算しているが、情報の共有方法として問題がある。 人事課から所管部門へ定期的な人事記録の配布を行い、確実な情報共有を行うことが望ましい。</p>	人事課に人事記録の提供を依頼した。今後も定期的に人事記録の提供依頼を行うこととした。

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
168	指摘3-6	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -消費税	〔税率区分の集計誤りについて〕 県では、伝票から各経費の税率ごとの金額を消費税計算書という集計表に集計したうえで、消費税申告書を作成している。令和元年度の消費税計算書を閲覧したところ、軽減税率の8%、旧税率の8%、10%の金額集計の誤りが発見された。消耗品費と負担金において8%のものを10%に10%のものを8%に集計していた部分があった。税額としては100円の過大納付となっている。8%のものを10%に集計していたものと、10%のものを8%に集計していたものがあつたため、結果として税額に与える影響は軽微なものであつたが、金額集計をより慎重に行い再発を防止する必要がある。	集計の誤りを修正した後、更正請求書を提出し、100円の還付を受けた。
168	意見3-6-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -消費税	〔仕入税額控除の計算方法の選択について〕 消費税の仕入税額控除の計算方法については、個別対応方式と一括比例配分方式があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。 個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみならず課税仕入等に係るもの、②非課税売上のみならず課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上共通して要する課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。 一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。 本県工業用水道事業会計では、一括比例配分方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県工業用水道事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。また、平成29年度、平成30年度、令和元年度の課税売上割合が99.93%と高いことから、個別対応方式の有利性もさほど高くはないと考えられる。よって、現時点で本県工業用水道事業会計が個別対応方式を採用していないことについて合理性がないとはいえないと判断した。 ただし、今後、何らかの事情で課税売上割合が減少したときなどは、個別対応方式採用の有利性が高まる可能性があるため、納税額の多寡に着目して仕入税額控除の計算方法の選択を慎重に行ってほしい。	当面は、現状どおりの一括配分方式を採用するが、営業収入が減少したときは、計算方法の変更を検討することとしたい。
169	意見3-6-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -消費税	〔税務専門家の関与の検討について〕 上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考ええる。	現在は特定収入など複雑な計算がないためチェック体制の確立で対応可能と考えているが、今後特定収入や税改正などで複雑化した際は、専門家の関与を検討することとしたい。
171	指摘3-7-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -その他会計全般	〔帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミス〕 以下のとおり、帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミスがあつた。 ①内訳簿から総勘定元帳(仕切月計票)への集計誤り 「目 配水及び給水費 節 賃金」について、月次締切票から仕切月計票の貸方への転記(1,622円)がもれており、仕切月計票の残高1,468,065円が合計残高試算表1,468,065円(あるべき残高)と一致しなかった。 ②総勘定元帳(仕切月計票)の集計誤り 「目 配水及び給水費 節 厚生費」の仕切月計票において、残高(4,047円)の集計額が貸借逆の記載箇所に記載されていた。 なお、上記はあつたが、それぞれのミスは最終的な決算書作成においては修正され、あるべき金額において決算書は作成されている。	元帳に記載(転記)した数値に誤りがあつたことから、数値を修正した。転記ミスはあつたが、決算に影響はなかつた。
171	指摘3-7-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -その他会計全般	〔譲渡性預金の表示について〕 令和元年度の貸借対照表上、譲渡性預金は現金預金として表示されている。 譲渡性預金は、銀行が無記名の預金証書を発行する特別の定期預金であり、預金者がいつでも金融市場で自由に譲渡できる。また金利は市場金利を反映して決められ、金利指標のひとつにもなっている。したがって、譲渡性預金は、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、有価証券に類似し活発な市場があることから、取得者側では有価証券と計上することとされている(「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン」)。 したがって、譲渡性預金については貸借対照表上、有価証券として表示すべきである。	定期預金から有価証券(譲渡性預金)に振替した。

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
172	意見 3-7	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業 -その他会計全般	<p>[会計ソフトウェア導入の検討について]</p> <p>上記【指摘事項3-7-1】にあるような帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミスは、手書きの伝票・帳簿を人間が集計・転記していることと、それを補完するための内部統制が適切に整備・運用されていないことが主な原因であると考えられる。消費税申告書作成における指摘事項にある金額集計の誤りも同様である。</p> <p>青森県公営企業財務規程は、昭和42年に公布・施行されたものであり、ITの利用により業務の効率化を図ることが当然となっている現代には必ずしもそぐわないものである可能性がある。したがって、業務の効率化を図りつつ事務ミスを減らすことを目的として、会計ソフトウェア等の導入を検討することが望ましい。</p> <p>また、現在の記帳方法を前提とする場合でも、財務規程に定められた各帳簿を正しく作成するために、速やかに転記や集計に関する内部統制を整備・運用する必要がある。</p>	<p>会計ソフトウェアの導入については、時間と費用を要するため、導入時期は未定であるが、他県等の導入状況を調査しながら、当面は、内部統制制度により実施される自己検査に相当する「工業用水道事業自己検査」の検査項目に「帳簿作成に関すること」を追加し、帳簿が正しく作成されているか複数人が検査する体制を整えた。</p>